

## 〈研究ノート〉

# 地方公共団体(地方行政機関)と臨床心理学との協働的取り組みの活動報告 —犯罪被害者等支援条例の作成の過程

中京大学心理学部 神谷 栄治

**A report on the activities of collaboration between local public organizations and clinical psychology - the process of creating ordinance on support for crime victims**

KAMIYA Eiji (School of Psychology, Chukyo University)

### Abstract

At the request of the department in charge of life safety of the local government, I participated as a member of the “Expert Council on Crime Victims Support in Local Governments”. The conference was aimed at establishing an “ordinance on support crime victims”. The author has been involved in crime victim support for about 20 years and has worked as a clinical psychologist in the medical field. Through collaboration with administrative agencies, the legal field, and other concerned parties, the conference provided an opportunity to broaden insights as a psychologist. We have reviewed and discussed the process to contribute to future collaboration between psychologists and administrative agencies. We examined how clinical psychologists can contribute to collaboration with administrative agencies through their expertise.

**Keywords:** collaboration with administrative agencies, support for crime victims

## 1. はじめに

2021年に筆者は、地方公共団体A県の住民の安全に関する課からの要請で「県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議」に委員として参加することとなった。この会議はA県の「県犯罪被害者等支援条例」の制定に向けたものであった。これまで筆者は、臨床心理士として医療領域での心理臨床活動のかたわら、約20年にわたって犯罪被害者支援の仕事に携わってきた。今回の経験は、心理臨床の実務とは性質がかなり異なる「条例案作り」という、行政機関や法曹分野等の他領域そして当事者団体との協働作業において、心理専門職としての見識を拡張する機会となった。今後の心理専門職の行政機関との連携活動に資することを目的として、今回の作業過程を振り返り検討することとする。

## 2. 会議体の構成

A県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議は、7名の委員からなる。うち学識経験者が2名で法学部教授が1名、心理学部教授が1名である。筆者は後者にあたる。他に、弁護士として県弁護士会犯罪

被害者支援委員会委員長、民間被害者支援団体理事、犯罪被害者当事者団体代表、臨床心理士として県臨床心理士会理事、警察関係者として県警察犯罪被害者支援室長である。

委員の構成や人選については、この会議を担当する県の当該課事務局で検討したようである。筆者には、事前に、会議についての説明と委員就任の打診が2回ほどあった。この時の説明で印象に残っているのは、適正で実効性のある条例案を当該年度のうちに作成することを優先しており、そのために実務に詳しい人を委員候補として選出し依頼しているとのことであった。筆者が本会議の委員の候補とされたのは、筆者が臨床心理士で大学に在職しており、県警察と約20年間にわたって連携して被害者支援の実務にかかわっていることが要因であるとのことであった。

## 3. 会議の過程

会議は3回開かれた。3回の会議ともすべての委員が出席した。

### ○第1回会議 6月開催

議題は2つあった。1つ目の議題は、この有識者会議の座長の選出である。委員の互選で筆者が座長に選出された。2つ目の議題は、当該県におけるこれまでの犯罪被害者等支援施策等についての説明であり、資料に基づき当該課事務局から説明がなされた。つぎに議題ではないが、意見交換があり、各委員がそれぞれの立場から、犯罪被害者等支援の現状や、条例案に反映されることが望まれる内容について、意見を述べた。

この第1回会議は、事務局からの本有識者会議の趣旨説明と、委員が互いに問題意識と課題を共有するということが主な内容となった。またこの回において、複数の資料・参考資料が配布された。主なものをあげると、ほかの都府県の犯罪被害者支援条例の構成例や、複数の都県の実際の条例の条文である。かなりの分量であった。この会議の後、会議の場面では十分述べられなかった意見等があれば、後日メールで事務局に意見を追加することができた。

### ○第2回会議 8月開催

この会議では、「A県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案」の作成が議題であった。前回の会議での委員の意見を参考にし、また資料で提示された、他の都県の条例を参考にして、事務局が「A県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案」のドラフトを作成し、この会議で提示した。この骨子案（ドラフト）を素材にして、委員が各自意見を述べていった。ここでの議論では、かなり詳細な議論がなされた。たとえば「公正」という語を盛り込むべきであることや、「等」という語の指示する内容の確認等である。また条例に入れるべき内容なのか、あるいは条例を元にして今後作られることになる、「支援に関する指針」に盛り込むべき内容なのかも議論されていった。

この会議のあと、会議での議論を反映させた「骨子案」を事務局が作成し、電子メールで委員に確認をとり最終案とした。それを、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民に9月から10月にかけて一ヶ月間公開し、この「骨子案」についての意見を募集した。そこに寄せられた意見を事務局がとりまとめ、それを最終案に反映させる作業をおこなった。

### ○第3回 11月開催

第3回会議において、事務局が、第2回会議での骨子案について、一般県民からパブリック・コメントに寄せられた意見および複数の犯罪被害者当事者団体への意見聞き取りで得られた意見を反映した「県犯罪被害者等支援条例（案）」を作成提出した。この最終案の文面について、討議を行っていった。複数の論点が提起され検討された。紙幅の関係ですべての論点は取り上げられないが、主な点を取り上げる。

・「被害者を孤立させない」という文言について

「被害者を孤立させない」という文言を条例に含ませることを支持する意見があり、この文言の扱いをめぐる議論があった。そして、この文言を含ませることにした場合、それをどの箇所に含ませるかが議論となった。

・「加害者の不誠実な言動」という文言について

パブリック・コメントに「加害者の不誠実な」態度や言動で、二次的被害体験をすることについて触れてほしい旨の意見があった。それを受けて、この文言を含めるかどうかについて議論がなされた。

他にも、論議があったが、そのうちいくつかの提案については、今後作成される「支援に関する指針」に反映させるということを確認したものもあった。

この会議で、各論点を検討して、合意点を見出す作業を行っていった。すべての論点で合意が見られ、会議の議論を反映させて、事務局が最終案を編集することとした。その最終案を後日、各委員にメールで送付して確認をとった。この過程までが、有識者会議の委員が関与できる過程であった。その後は、この条例文面を、県の中の条例等公文書の整合性の検討や文書校閲等を行う部署での確認を経て、最終的な文面となった。そして、この条例文が原案とされ、本条例制定について、2022年2月から3月にかけて行われた県の定例議会にて審議された。3月下旬に可決成立し、2022年4月から施行された。その条例の文面を図1に示す。

## 4. 考察

筆者はこの犯罪被害者等支援条例の作成のための有識者会議に一委員として参加したが、最終的に、1つの条例を作成するには、多くの関係者の多大な尽力があつてできることであることを実感した。特

に、本会議を担当する県の事務局が先行する他県の状況を情報収集し、そして県内の複数の当事者団体とのヒアリングを行い、そうした情報を整理要約して委員に提示することが、実際の会議の議論で欠かせない大前提となっていた。また本会議に参加する委員が持論に固執し過ぎず、県民や被害者に役立つということを優先して、条例づくりに向けて合意点を見出すという協力的姿勢も不可欠であった。

筆者は座長を担当したので、会議の進行についても配慮する役割を担ったがその点についても述べたい。筆者は臨床心理士であり、法律や条例については、専門外であったので、こうした会議で進行を務められるのかは、率直に言って、かなりの不安があった。法律の専門家がそうした役割を担当すべきではないかと当初は思っていた。しかし、実際には、この条例の対象は一般の県民であり、そうした利用者の視点でわかりやすい条例とするには、むしろ専門家でない方がよいかもかもしれないと会議の途中で意識を切り替えていた。議論において、専門的な観点からの問題は、法律の専門家や県職員からの指摘や提案を受けることが可能であるので、そのような助言を最大限に生かし、わかりやすいものを作ることが重要であると考えようになった。実際に、この会議では、議論は建設的になされていた。

そしてさらに次第に、このような会議に参加し意

見を整理する役割は、心理療法の中の技法の1つである。グループセラピーと構造的に似ているとも思うようになった。一般に、グループセラピーでは、数名のメンバーが集まりグループセッションをする中で、最初は基底的不安が根強くあったり、対立が感じられたりしながらも、それを隠蔽抑圧せずに、適度に明示化していくことで、そのグループがより建設的な状態に展開していく。そうしたグループセラピーでは臨床心理士はファシリテーター（相互作用の促進者）の役割を担うことになるがこの会議の場がそうした状況ときわめて似ていると考えた。つまり集団力動の心理的理解と介入という臨床心理学の知見が、こうした会議ではかなり有効であると考えようになった。県の事務局がどこまでそれを明確に意図していたかはわからないが、おそらくそうした役割を潜在的に期待していたことは間違いないであろう。会議の場を建設的な議論の場として維持する役割である。

以上のことより、条例づくりという場においても、臨床心理学的な知見やスキルは応用でき、貢献が可能であると考えた。臨床心理学の社会的認知が進めば、このような行政との連携の機会が増えると思うが、その際、狭義の臨床心理学の専門的知見で貢献することに加えて、会議や委員会が建設的に機能するための役割の貢献も意義があると考えた。

## 図1 A県犯罪被害者等支援条例

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

#### (基本理念)

**第三条** 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- 二 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。
- 三 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

#### （県の責務）

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策が推進されるよう、市町村に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### （県民の責務）

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

**第六条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （民間支援団体の責務）

**第七条** 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用して行うよう努めなければならない。

2 民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等

#### （支援に関する指針）

**第八条** 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針

二 犯罪被害者等支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

**(総合的な支援体制の整備)**

**第九条** 県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努めるものとする。

**(相談、情報の提供等)**

**第十条** 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(心身に受けた影響からの回復)**

**第十一条** 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

**(安全の確保)**

**第十二条** 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(居住の安定等)**

**第十三条** 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(雇用の安定等)**

**第十四条** 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(経済的負担の軽減)**

**第十五条** 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(県民の理解)**

**第十六条** 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（民間支援団体に対する支援）**

**第十七条** 県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（人材の育成）**

**第十八条** 県は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（個人情報の適切な管理）**

**第十九条** 県は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識して、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

**（財政上の措置）**

**第二十条** 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**（施策の実施状況の公表）**

**第二十一条** 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。